

仕様書

事業統括部

1. 件名

「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／定量化促進事業／有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査」（～～のための新規方法論開発に向けた調査）（対象国名称を記載）

2. 目的

JCM（Joint Crediting Mechanism）を通じて大規模な温室効果ガス排出削減を実現し、我が国の NDC（Nationally Determined Contribution）の達成に貢献するために、「有望かつ方法論が未整備」の日本の低炭素技術・システムを対象とした新たな JCM 方法論を作成するための調査を実施する。

3. 対象国

〇〇〇（対象国名称を記載）

4. 調査内容

上記の目的を達成するため、以下の項目について、実施計画書を作成し、NEDO の確認を得て実施する。

（1）前提条件の検討

本調査で対象とする日本の低炭素技術・システムの JCM 方法論の開発に具体性を持たせるため、実際のプロジェクトを想定し、温室効果ガスの排出削減効果の試算に必要なパラメータを設定する。なお、対象とするプロジェクトは、NEDO の「低炭素技術による市場創出促進事業（実証設計）」への応募の可能性も含めて、NEDO と相談する。

（2）新規 JCM 方法論の開発

前項で想定したプロジェクトに適用できる JCM 方法論を、相手国と日本とが締結した JCM ガイドライン等に準拠し、純削減量の担保を考慮して開発する。開発した結果は、各国の“Proposed Methodology Form”に準じて日本語でとりまとめることとする。JCM 方法論の開発に当たって解決が困難な課題が見つかった場合は、速やかに NEDO に報告し、その指示に従うものとする。

（3）温室効果ガス排出削減効果の試算

（1）項で想定したプロジェクトを対象に、前項で開発した JCM 方法論に必要なデフォルト値を設定するとともに、可能な限り合理的な想定に基づき、当該 JCM 方法論

を適用した場合の温室効果ガスの排出削減見込み量を算出する。また、得られた排出削減見込み量に、どの程度の保守性が担保されているかを明らかにする。

(4) その他

上記の項目以外で、本調査の目的に合致するような受託事業者による主体的な調査や提言については、NEDO と協議を経て実施することとする。

5. 調査期間

NEDO が指定する日から原則 2027 年 3 月 31 日まで

6. 予算額

1 件当たり 20 百万円以内（税込）

7. 調査報告書

提出期限：委託契約期間終了日（原則として提出期限 1 ヶ月前にドラフト版を提出すること）

提出部数：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 和文要約書（テキストファイル形式）

② 英文要約書（テキストファイル形式）

③ 和文調査報告書本文（PDF ファイル形式）

④ 和文調査報告書概要（パワーポイントファイル形式）

8. 調査報告書等作成に当たっての注意点

① 引用情報等については出典を明記するとともに、入手した英文資料のうち重要なものは原文を日本語訳の上、参考資料として添付すること。インターネット上で最新情報が取得可能なものは、出典と併せて URL を明記すること。

② 報告書には、可能な限り客観的・定量的なデータによる裏付けも含めて記載すること。

③ 聞き取り調査及び現地調査については、日時、場所、調査対象者（氏名、役職名）、調査結果の詳細を含めて記載すること。

④ 図表を活用すること（使用したデータテーブルは別途エクセルにて提出）。

⑤ 本調査を通じて入手したデータその他の原本について、NEDO から提出の依頼があった場合は提出すること。

⑥ 報告形式の詳細は NEDO ホームページの「成果報告書（中間年報）の電子ファイル提出の手引き」（<https://www.nedo.go.jp/content/100945227.pdf>）を参照のこと。

⑦ 調査報告書は原則として公開される。なお、秘匿すべき情報が含まれると判断さ

れる場合には、委託事業者からの申し出に基づき委託事業者と NEDO との協議によりこれを指定し、報告書から除くことができる。ただし、この場合にも、報告書として完結した内容であることを条件とする。委託事業者と NEDO との協議により指定された秘匿すべき情報については、調査報告書とは別にこれに関する資料を PDF ファイル（電子ファイル）にて 1 部提出すること。

- ⑧ 調査報告書は、成果物として提出する前に、原則提出期限 1 ヶ月前までに NEDO へドラフト版を提出すること。

9. 調査実施方法

- ① 文献やインターネット等を用いた調査に加え、複数回の現地関係者へのヒアリング、ディスカッション、現地調査等により実施すること。
- ② 実施に当たっては、委託業務の実施状況及び予算執行状況を把握するため、NEDO の指示する方法に従い、毎月の業務の進捗状況及び翌月の業務実施予定について、定期的（月 1 回程度を基準とするが、NEDO 担当者との間で実施状況に応じて決定）に NEDO への報告、打ち合わせを行うこと。NEDO への報告資料については、原則として日本語（原資料が外国語の場合は翻訳）にて作成するとともに、すみやかに打ち合わせ議事録を作成し、提出すること。
- ③ 現地調査の際は、現地の安全情報を確実に確認の上、事前に出張対処方針を作成し NEDO と十分協議すること。なお、外務省の海外安全情報でレベル 2 以上に指定された場合には、原則として出張を中止する。出張後、すみやかに NEDO に出張成果を報告すること。これら資料の書式等は、NEDO が別途指示する。また、相手国を所管する NEDO 海外事務所等がある場合は、現地出張の際、可能な限り、同海外事務所等への連絡・報告・協議を行うこと。
- ④ 現地調査やヒアリングについては、NEDO 担当者が同行する場合がある。
- ⑤ 対象国の選定については、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル 2（不要不急の渡航は止めてください）以上に指定されている国・地域は除いているが、事業の開始後にレベル 2 以上に引き上げられた場合で、レベル 1 以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止する場合がある。
- ⑥ 万が一、事故・事件等が起きてしまった場合の緊急連絡体制を日頃から整備し、NEDO と共有しておく。
- ⑦ NEDO は、調査委託契約約款に定める各種手続きに関する指示や本仕様書に定める指示以外に、調査委託契約約款第 4 条第 2 項に基づき、委託業務の実施に必要な指示をする場合がある。

10. 報告会等の開催

委託期間中あるいは委託期間終了後に、NEDO が開催する委員会、機構内研修会、中間報告会、成果報告会等で報告を依頼することがある。その際は、別途、報告資料を作成すること。（委託期間中の報告等に係る経費については委託費により支出。）

11. その他

- ・本仕様書に定めなき事項については、NEDO と受託者が協議の上で決定するものとする。
- ・本調査の採択は、必ずしも「低炭素技術による市場創出促進事業（実証設計）」に進むことを保証するものではない。

以上